限定承認公告

　本籍兵庫県宍粟郡山崎町中比地一三一番地の

　四、最後の住所兵庫県宍粟郡山崎町下比地四

　七番地　　　　　被相続人　亡　日本 太郎

　右被相続人は令和●●●年十一月二十四日死亡し、その相続人は令和●●●年一月十七日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

　令和●年●月●日

　　神戸市中央区北長狭通五丁目四番三号

　　　　　　　　相続財産清算人　大和 太郎

青字はお客様の情報をご記載ください

茶字は公告掲載日になります

限定承認公告

　本籍兵庫県宍粟郡山崎町中比地一三一番地の

　四、最後の住所兵庫県宍粟郡山崎町下比地四

　七番地　　　　　被相続人　亡　日本 太郎

　右被相続人は令和二年五月二十四日死亡し、その相続人は令和二年八月十七日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

　令和二年八月二十日

　　神戸市中央区北長狭通五丁目四番三号

　　　　　　　　限定承認者　大和 太郎

青字はお客様の情報をご記載ください

茶字は公告掲載日になります